

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

立山町は、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種に関する事務において特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

立山町長

公表日

令和7年3月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種に関する事務
②事務の概要	本事務は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づき、以下の事務を実施する。 ・予防接種の対象者の把握及び勧奨通知 ・予防接種の実施及び接種履歴の管理
③システムの名称	健康管理システム、番号連携サーバー、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号利用法第9条第1項及び別表14、126の項(事務番号10、93の2)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【情報照会】 番号利用法第19条第8号、主務省令第2条の表22、24、25、26、153の項(事務番号16の2、17、18、19、176) 【情報提供】 番号利用法第19条第8号、主務省令第2条の表22、23、25、153、154の項(事務番号16の2、16の3、18、176、177)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	立山町健康福祉課 保健センター
②所属長の役職名	保健センター所長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	立山町 総務課行政係
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒930-0292 富山県中新川郡立山町前沢2440 電話番号:076-463-1121(代) FAX番号:076-463-1254
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なの情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [☐]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [☐]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	本事務では、「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に従いマイナンバーを確認しており、以下のような手作業を介する特定個人情報の取扱い時には複数人で確認を行っているため、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	

9. 監査		
実施の有無	☐ 〇 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 9) 従業員に対する教育・啓発	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	番号利用事務担当者及び所属長が次の研修を定期的に受講しているため、従業員に対する教育・啓発は「十分である」と考えられる。 ・特定個人情報等の取扱いに関する安全管理措置研修(毎年受講、県主催) ・eラーニングによる情報連携に向けた研修(3年ごとに受講、国主催)	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年7月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	本事務は、新型コロナウイルス等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づき、以下の事務を実施する。 ・予防接種の対象者の把握及び勧奨通知 ・予防接種の実施及び接種履歴の管理	本事務は、新型コロナウイルス等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づき、以下の事務を実施する。 ・予防接種の対象者の把握及び勧奨通知 ・予防接種の実施及び接種履歴の管理 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事前	接種証明書の交付に当たり、新たな特定個人情報の取扱いが生じるため
令和3年7月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の93の2の項	番号法第9条第1項 別表第一の93の2の項 番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報照会・提供のみ) 番号法第19条第5号(委託先への提供)	事前	接種証明書の交付に当たり、新たな特定個人情報の取扱いが生じるため
令和3年12月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の93の2の項 番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報照会・提供のみ) 番号法第19条第5号(委託先への提供)	番号法第9条第1項 別表第一の93の2の項 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報照会・提供のみ) 番号法第19条第6号(委託先への提供)	事前	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付、ワクチン接種記録システムによる他市町村への接種記録照会の運用の変更のため
令和4年4月25日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	・番号法第19条第7号(特定個人情報の制限)及び別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 ・第3欄(情報提供者)が「市町村」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種関係」が含まれる項(115の2の項) 【別表第二における情報照会の根拠】 ・第1欄(情報照会者)が「市町村長」が含まれる項のうち、第2欄(事務)に「新型コロナウイルス等対策特別措置法」が含まれる項(115の2の項)	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二の16の2、17、18、19、115の2項 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二の16の2、16の3、18、115の2項	事後	令和3年9月1日に施行された番号利用法の改正による修正
令和4年4月25日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	本事務は、新型コロナウイルス等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づき、以下の事務を実施する。 ・予防接種の対象者の把握及び勧奨通知 ・予防接種の実施及び接種履歴の管理 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	本事務は、新型コロナウイルス等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づき、以下の事務を実施する。 ・予防接種の対象者の把握及び勧奨通知 ・予防接種の実施及び接種履歴の管理 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村へ接種記録の照会又は提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の利用による追記
令和7年3月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	本事務は、新型コロナウイルス等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づき、以下の事務を実施する。 ・予防接種の対象者の把握及び勧奨通知 ・予防接種の実施及び接種履歴の管理 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村へ接種記録の照会又は提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	本事務は、新型コロナウイルス等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づき、以下の事務を実施する。 ・予防接種の対象者の把握及び勧奨通知 ・予防接種の実施及び接種履歴の管理	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種に係る事務の終了による修正
令和7年3月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム、番号連携サーバー、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、ワクチン接種記録システム(VRS)	健康管理システム、番号連携サーバー、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の利用終了による修正
令和7年3月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号利用法第9条第1項 別表第一(10の項、93の2の項) 番号利用法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報照会・提供のみ) 番号利用法第19条第6号(委託先への提供)	番号利用法第9条第1項及び別表14、126の項(事務番号10、93の2)	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種に係る事務の終了による修正 令和6年5月27日施行の番号利用法の改正による修正
令和7年3月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会】 ・番号利用法第19条第8号 別表第二の16の2、17、18、19、115の2項 【情報提供】 ・番号利用法第19条第8号 別表第二の16の2、16の3、18、115の2項	【情報照会】 番号利用法第19条第8号、主務省令第2条の表22、24、25、26、153の項(事務番号16の2、17、18、19、176) 【情報提供】 番号利用法第19条第8号、主務省令第2条の表22、23、25、153、154の項(事務番号16の2、16の3、18、176、177)	事前	令和6年5月27日施行の番号利用法の改正による修正 令和7年6月データ標準レイアウト改版に向けた修正
令和7年3月1日	IV リスク対策 8. 人手を介させる作業 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	(記載なし)	当該リスク対策の実施状況の判断及び判断の根拠を記載 (※詳細は評価書に記載のとおり)	事前	令和6年10月1日施行の番号利用法の改正による修正 (令和8月31日までの経過期間措置期間あり)